

新型コロナウイルス感染症の影響による離職等による 総合支援資金 生活支援費(特例貸付)のご案内

貸 付 頓	二人以上世帯	月額20万円以内
	単身世帯	月額 15万円以内
●貸付金交付		申請から交付まで最短 20日
●貸付期間		原則 3ヶ月以内
●据置期間		1年以内
●返済期間		10年以内(120回以内)
●連帯保証人		不要
●利子		無利子

■ 貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生計維持が困難となり、生活再建までの生活費を必要とする世帯とします。

他道府県社会福祉協議会で今回の特例貸付を既に受けている世帯は対象外です。

本資金は、緊急小口資金【特例貸付】と同じ時期に貸付けることはできません(緊急小口資金を利用したあとに、収入減が続く場合や失業等となった場合に、総合支援資金を申請することは可)。

■ お申込み先 新宿区社会福祉協議会

■ お申込みに際して必要な書類等

- (1) 借入申込書
- (2) 重要事項説明書
- (3) 借用書
- (4) 住民票の写し(世帯全員が記載された発効後3か月以内のもの)
- (5) 預金通帳(借入申込者名義)の写し

※銀行名、支店、口座番号、名義が表示されているページ

- (6) 本人確認書類(健康保険証、運転免許証、パスポート、マイナンバーカードのいずれか)
※外国籍の方の場合、在留カードの写しも必要です。

- (7) 収入の減少状況に関する申立書

- (8) 総合郵送前のチェックリスト ※窓口受付の場合は「受付時チェックリスト」

※来所の場合は印鑑をお持ちください。

※(1)～(3)、(7)は、必ず借入申込者ご本人の署名と捺印が必要です。

※郵送申請の場合、郵送の前に(1)～(3)、(7)の書類をご自分でコピーし、返済完了まで保管してください。

※なお、新宿区社会福祉協議会で申請後、緊急小口資金(特例貸付)の貸付けを受けた場合、貸付金の送金の事実(送金先と送金が確認できる(記帳された)預金通帳のコピーの提出)をもって(4)(6)の提出を省くことができます。

■ お申込みにあたって

ご世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者、または、罹患者との濃厚接触の可能性がある方が窓口にいらっしゃる場合は、ご来所の前に必ず社会福祉協議会にご連絡ください。

■ 貸付金の送金

ご指定の金融機関口座（ご本人名義に限る）に1か月ごと分割振込み

■ ご返済について

原則として金融機関口座引落しで毎月ご返済いただきます。口座設定ができない場合は、指定の払込票でゆうちょ銀行からお振込みいただきます。

※今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することとしています。

【お申込み・問い合わせ先】

新宿社会福祉協議会地域活動支援課 総合相談担当
〒169-0075 新宿区高田馬場1-17-20
電話 03-5273-3546